

称号審査の方法

1. 錬士の審査

- (1) 錬士を受審しようとする者の備えるべき要件
 - ① 剣道実技の修練を続けている者
 - ② 剣道の指導的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
 - ③ 地方代表団体が行う講習を受け、錬士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受けていること
(全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、又は全剣連が行う社会体育指導者資格中級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部又は一部を受けたものとみなす。)
- (2) 錬士を受審しようとする者は、別に定める申請書（自筆）に全剣連が出題する小論文（自筆）を添え、地方代表団体に提出する。
- (3) 地方代表団体の長は、上記（1）の要件に該当すると認めた受審者について、推薦書に申請書と小論文を付して会長に候補者として推薦する。
- (4) 会長は、審査員を委嘱し、候補者の小論文を採点のうえ、審査会に付議して可否を決定する。
- (5) 規則第11条第2項による錬士の受審者に対しても、上記の要領により審査を行う。
- (6) 審査は、通常年2回実施する。

2. 教士の審査

- (1) 教士を受審しようとする者の備えるべき要件
 - ① 剣道実技の修練を続けている者
 - ② 錬士以下を指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
 - ③ 全剣連又は地方代表団体が行う講習を受け、教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受け、かつ、剣道の指導及び審判の経験を有する者
(全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、又は、全剣連が行う社会体育指導者資格上級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部又は一部を受けたものとみなす。)
- (2) 教士を受審しようとする者は、別に定める申請書（自筆）を地方代表団体に提出する。
- (3) 地方代表団体の長は、上記（1）の要件に該当すると認めた受審者について、推薦書に申請書を付して、会長に候補者として推薦する。

- (4) 会長は審査員を委嘱し、候補者に対し次の3科目群の筆記試験を行い、試験結果を地方代表団体の長からの推薦書とともに審査会に提出し可否を決定する。
 - ①指導法・審判法 ②日本剣道形・剣道に関する一般教養 ③小論文
- (5) 筆記試験の3科目群のうち1科目群不合格者は、その科目群を再受審することができる。
- (6) 再受審の受審期間は、不合格となった当該審査日から1年以内とし、回数は1回限りとする。
- (7) 審査は、通常年2回実施する。

3. 範士の審査

- (1) 地方代表団体の長は、教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、規則第10条第3号に定める付与基準に該当すると認めた受審者について、推薦書を提出し、会長に候補者として推薦する。
- (2) 全剣連は、規則第11条第1項第3号の受審資格を備えた受審者について、候補者名簿を作成する。
- (3) 全剣連は、候補者名簿に記載された受審者についての予備調査を実施し、調査結果を審査会に提出する。予備調査は、下記の事項について行う。
 - ① 剣道人として実践してきた実績
 - ② 指導者としての実績
 - ③ 論文、講演録などの専門的業績
 - ④ 人物、識見、剣理に対する評価
 - ⑤ 剣道及びその他、武道修業全般に関すること
- (4) 会長は、予備調査に関し、必要と思われる範囲において、審査員、地方代表団体の長以外の第三者に評価意見を求めることができる。
- (5) 審査は、通常年1回実施する。

称号審査の方法

1. 錬士の審査

- (1) 錬士を受審しようとする者の備えるべき要件
- ① 居合道実技の修練を続けている者
 - ② 居合道の指導的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
 - ③ 地方代表団体が行う講習を受け、錬士として必要とされる、審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受けていること
- (1) 錬士を受審しようとする者は、別に定める申請書（自筆）に全剣連が出題する小論文（自筆）を添え、地方代表団体に提出する。
- (3) 地方代表団体の長は、上記（1）の要件に該当すると認められた者について、推薦書に申請書と小論文を付して会長に候補者として推薦する。
- (4) 会長は、審査員を委嘱し、候補者の小論文を採点のうえ、審査会に付議して可否を決定する。
- (5) 規則第11条第2項による錬士の受審者に対しても、上記の要領により審査を行う。
- (6) 審査は通常年2回実施する。

2. 教士の審査

- (1) 教士を受審しようとする者の備えるべき要件
- ① 居合道実技の修練を続けている者
 - ② 錬士以下を指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
 - ③ 全剣連又は地方代表団体が行う講習を受け、教士として必要とされる、審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受け、かつ、居合道の指導及び審判の経験を有する者
- (2) 教士を受審しようとする者は、別に定める申請書（自筆）を地方代表団体に提出する。
- (3) 地方代表団体の長は、上記（1）の要件に該当すると認められた者について、推薦書に申請書を付して、会長に候補者として推薦する。
- (4) 会長は審査員を委嘱し、候補者に対しつぎの3科目群の筆記試験を行い、試験結果を地方代表団体の長からの推薦書とともに審査会に提出し可否を決定する。
- ①居合（解説）・審判法
 - ②指導法・居合道に関する一般教養
 - ③小論文
- (5) 筆記試験の3科目群のうち1科目群不合格者は、その科目群を再受審することができる。
- (6) 再受審の受審期間は、不合格となった当該審査日から1年以内とし、回数は1

回限りとする。

- (7) 審査は通常年2回実施する。

3. 範士の審査

- (1) 地方代表団体の長は、教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、規則第10条第3号に定める付与基準に該当すると認められた者について、推薦書を提出し、会長に候補者として推薦する。
- (2) 全剣連は、規則第11条第1項第3号の受審資格を備えた者について、候補者名簿を作成する。
- (3) 全剣連は、候補者名簿に記載された者についての予備調査を実施し、調査結果を審査会に提出する。予備調査は、下記の事項について行う。
- ① 剣道人（居合道）として実践してきた実績
 - ② 指導者としての実績
 - ③ 論文、講演録などの専門的業績
 - ④ 人物、識見、剣理に対する評価
 - ⑤ 居合道及びその他、武道修業全般に関すること
- (4) 会長は、予備調査に関し、必要と思われる範囲において、審査員、地方代表団体の長以外の第三者に評価意見を求めることができる。
- (5) 審査は通常年1回実施する。

称号審査の方法

1. 錬士の審査

- (1) 錬士を受審しようとする者の備えるべき要件
- ① 杖道実技の修練を続けている者
 - ② 杖道の指導的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
 - ③ 地方代表団体が行う講習を受け、錬士として必要とされる、審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受けていること
- (2) 錬士を受審しようとする者は、別に定める申請書（自筆）に全剣連が出題する小論文（自筆）を添え、地方代表団体に提出する。
- (3) 地方代表団体の長は、上記（1）の要件に該当すると認められた者について、推薦書に申請書と小論文を付して会長に候補者として推薦する。
- (4) 会長は、審査員を委嘱し、候補者の小論文を採点のうえ、審査会に付議して可否を決定する。
- (5) 規則第11条第2項による錬士の受審者に対しても、上記の要領により審査を行う。
- (6) 審査は通常年2回実施する。

2. 教士の審査

- (1) 教士を受審しようとする者の備えるべき要件
- ① 杖道実技の修練を続けている者
 - ② 錬士以下を指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
 - ③ 全剣連又は地方代表団体が行う講習を受け、教士として必要とされる、審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受け、かつ、杖道の指導及び審判の経験を有する者
- (2) 教士を受審しようとする者は、別に定める申請書（自筆）を地方代表団体に提出する。
- (3) 地方代表団体の長は、上記（1）の要件に該当すると認められた者について、推薦書に申請書を付して、会長に候補者として推薦する。
- (4) 会長は審査員を委嘱し、候補者に対し下記の3科目群の筆記試験を行い、試験結果を地方代表団体の長からの推薦書とともに審査会に提出し可否を決定する。
- ①杖道（解説）・審判法 ②指導法・杖道に関する一般教養 ③小論文
- (5) 筆記試験の3科目群のうち1科目群不合格者は、その科目群を再受審することができる。
- (6) 再受審の受審期間は、不合格となった当該審査日から1年以内とし、回数は1

回限りとする。

- (7) 審査は通常年2回実施する。

3. 範士の審査

- (1) 地方代表団体の長は、教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、規則第10条第3号に定める付与基準に該当すると認められた者について、推薦書を提出し、会長に候補者として推薦する。
- (2) 全剣連は、規則第11条第1項第3号の受審資格を備えた者について、候補者名簿を作成する。
- (3) 全剣連は、候補者名簿に記載された者についての予備調査を実施し、調査結果を審査会に提出する。予備調査は、下記の事項について行う。
- ① 剣道人（杖道）として実践してきた実績
 - ② 指導者としての実績
 - ③ 論文、講演録などの専門的業績
 - ④ 人物、識見、剣理に対する評価
 - ⑤ 杖道及びその他、武道修業全般に関すること
- (4) 会長は、予備調査に関し、必要と思われる範囲において、審査員、地方代表団体の長以外の第三者に評価意見を求めることができる。
- (5) 審査は通常年1回実施する。